

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 牛の家畜人工授精講習会修業試験の合格者
保安林の解除予定
- ” 昭和三十六年十二月鳥取県告示第七百四十四号の一部改正
- ” 建設業者の登録
- ” 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
新たに行なう土地改良事業の認可
- ” 土地改良区の設立認可
- ” 県立職業訓練所訓練生の募集
- ◇公告 昭和三十七年度県立農業講習所生徒募集

告示

鳥取県告示第七号

昭和三十七年一月十六日実施の牛の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

牛の家畜人工授精講習会修業試験合格者

- 徳丸三千雄 梅原 勝利 松本 隆典 小椋 豊
- 三谷喜代春 三谷 千寿 三谷 卓雄 谷口盛太郎
- 八塚 幸雄 松田 英勝 大福 利明 杉井 重信
- 野津 学巳 田淵 照国 西園 政一 浜田 朗
- 林 暉芳 権代 秀哉

鳥取県告示第八号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市湖山字大寺屋北方二、八四〇ノ四(次の図に示す部分に限る。)、二、八四一、二、八六七、二、八六八
所在の保安林

指定の目的

潮害の防備

解除の理由 精神薄弱児収容施設敷地とするため
申請者住所氏名 鳥取市長

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九ノ一、七〇九ノ二、七〇九ノ一〇所在の保安林
指定の目的 水源かん養

解除の理由 指定理由の消滅
申請者住所氏名 江府町長

鳥取県告示第十号

昭和三十六年十二月鳥取県告示第七百四十四号(児童福祉施設保育所措置費の保育単価)の一部を次のように改正し、昭和三十七年二月一日から適用する。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度保育単価設定表中
「多里」一、二六〇」を「多里」一、二六〇
国府町第二「一、二六〇」
に改める。

鳥取県告示第十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり総合工事業者を建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録(と)第六三三号	昭三六、一二、一三	竹内組	八頭郡八東町南	竹内 実藏	土木一式工事 建築
第七九三三号	昭三七、一一、一三	(株)長谷川組	米子市祇園町二丁目	長谷川幾喜	〃
第四〇三三号	昭三六、一二、一三	坂口工務店	八頭郡若桜町小舟	坂口 実	土木一式工事
第四〇五五号	昭三六、一二、一五	横川組	〃	横川菊次郎	〃
第二九七号	昭三七、一一、一三	協和建設(有)	〃	山本実次郎	〃

(注)登録年月日の内右が営業登録 左が総合工事登録の年月日である。

鳥取県告示第一百十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名	称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録(と)第四五七号	昭三六、五、一六	坂田 田	組	西伯郡大山町神原	坂田 幾松	土木一式工事
第六九号	昭三六、一〇、一九	陶山 土木建築(株)	〃	〃	馬田 貞良	土木一式工事
第五六三号	昭三七、六、一三	(株)遠藤	組	西伯町上中谷	遠藤 忠治	土木一式工事
第五六八号	昭三七、六、二三	下垣 垣	組	米子市灘町二丁目	下垣 梅市	〃
第八号	昭三六、一〇、一八	青 笹	組	〃	青笹 弥作	建築一式工事

鳥取県告示第百十三号

倉吉市服部杉本政雄ほか三十三名から申請のあつた共同で施行しようとする土地改良事業(農道)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条の規定により昭和三十七年二月十五日認可した。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十四号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(暗渠排水)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十七年二月十五日認可した。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十五号

米子市夜見町 渡辺義正ほか二十七人の者から申請のあつた米子市夜見土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により昭和三十七年二月十五日成立した。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

鳥取県職業訓練所訓練生を次の要項により募集する。

昭和三十七年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度鳥取県職業訓練所
訓練生募集要項

一 職種別募集人員及び訓練期間

訓練所名	訓練職種	募集人員	訓練期間
米子 職業訓練所	機械工	四〇人	(昭三七、四、昭三八、三)
	自動車整備工	四〇人	
倉吉 職業訓練所	建築大工	三〇人	〃
	木 工	三〇人	
倉吉 職業訓練所	洋裁工	三〇人	〃
	経理事務員	三〇人	
倉吉 職業訓練所	ラジオテレビ修理工	三〇人	〃
	内燃機工	三〇人	
倉吉 職業訓練所	木工(夜間)	三〇人	〃
	経理事務員	三〇人	

二 応募資格

義務教育終了者(昭和三十七年修了見込者を含む)。又はこれと同等以上の学力があると認められ、身心共に健康な者(年齢、性別は問わない。)

三 応募手続

入所希望者は、昭和三十七年三月十七日までに入所希望の職業訓練所又はもよりの公共職業安定所に入所

願書（職業訓練所、公共職業安定所に備えつけてある。）を提出すること。

四 選考
次の日程により簡単な筆記試験（国語、数学、理科、社会）、口答試験及び身体検査を行なう。

訓練所名 選考日時 選考場所
米子職業訓練所 昭和三十七年三月 米子市東福原
二十日九時から 米子職業訓練所
倉吉 〃 三月 倉吉市駄経寺
十九日九時から 倉吉職業訓練所

五 経費その他

- 1 授業料及び実習材料費は、徴収しない。
- 2 実習用器具類は、無料貸与する。
- 3 失業保険金受給者並びに生活保護法適用者は、訓練期間中引き続きその給付が受けられる。
（失業保険金受給者は、居住地を管轄する公共職業安定所で入所について相談すること。この手続きを行わないと保険金に関する特典を受けられない。）
- 4 学校学生生徒旅客運賃割引が適用される。

5 寄宿舎の設備がある。
6 訓練終了後は、公共職業安定所が、就職あつ旋を行なう。
又訓練職種によっては、関係官庁の行なう資格試験の受験資格が与えられる。

昭和三十七年度鳥取県立農業講習所講習生を次の要領により募集する。
昭和三十七年二月二十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 講習生募集の目的
農業改良普及事業に従事する農業改良普及員及びその他農業技術指導者の養成
- 二 修業年限
二ケ年
- 三 講習の場所

鳥取市吉成 県立農業講習所
四 入所受験資格
次の1、2の一に該当する者で、身体強健志操堅実な者

- 1 新制高等学校の卒業者又は昭和三十七年三月末日までの卒業見込者並びにこれと同等以上の資格を有すると認められた者
- 2 旧制中等学校（乙種農学校を含む。）卒業後一年以上農業に関する試験研究、教育、普及事業又は実務に従事した者

五 募集人員
十五人以内

六 入所試験期日及び場所

- 1 期日 昭和三十七年三月十九日 午前九時

2 場所 鳥取市吉成 県立農業講習所

七 入所試験の方法

- 1 数学 数学一、数学二、数学三の三科目中から一科目を選択する。

2 理科 物理、化学、生物、地学の四科目中から高等学校の農業科課程卒業者は一科目、その他の者は二科目を選択する。

- 3 農業一般 高等学校の農業科課程卒業者に受験させる。
- 4 国語

八 出願手続及び受付期間

- 1 出願手続
入所希望者は、次の書類各一通を鳥取市吉成県立農業講習所、入所係あて提出すること。
イ 入所願書（所定の用紙）
ロ 学校成績証明書
（所定の用紙に在学期間中各学年毎の成績を記入し、学校長封印のもの。）

ハ 身体検査証

2 受付期間
昭和三十七年二月一日から昭和三十七年三月十六日まで（郵送による場合は、当日到着のものに限り有

九 効
合格者発表

昭和三十七年三月二十三日県立農業講習所前に掲示するほか合格者に通知する。

十 問合せその他

入所に関する問合せ又は出願用紙の申込は、鳥取市吉成県立農業講習所（電話鳥取四、七七九番）にすること。

通信による場合は、所要の郵便切手十円をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
部 鳥取県印刷所
月極 一三〇円（送料共）
〔定価〕